

6章 織豊政権

問題

解説

【着眼点】

問2と問3は近世の身分論を扱った問題で、受験生にとってやや取り組みにくい問題だっただろう。教科書の江戸時代の部分には身分論に関わる、村と百姓、町と町人といった項目があるので、改めて読んでおきたい。

【知識の整理】

●兵農分離

中世と近世の違いを特徴付ける要素の1つが兵農分離である。

兵農分離は豊臣秀吉の施策である太閤検地、刀狩令、人掃令（身分統制令）などによって徐々に実現されていった。太閤検地によって村ごとに作成された検地帳には、田畠や屋敷地の一筆ごとに等級、面積、石高、名請人と呼ばれる耕作者の名が記された。名請人として検地帳に記された人物は、その土地に対する権利を認められた代わりに、年貢などの負担を義務付けられた。ここに、支配者から土地に対する権利を認められ農に従事する人々である百姓が形成された。1588（天正16）年に出された刀狩令は、一揆防止のため百姓が武器を所持することを禁止し、「百姓は農具さへもち、耕作専に仕り候へハ、子々孫々まで長久に候。」と百姓を農に従事する者として固定しようとした。

設問の1591（天正19）年の法令、すなわち人掃令（身分統制令）を見てみよう。

一 奉公人ちゅうげん・侍こもの・中間こもの・小者こもの・あらし子こものに至る迄まで、去七月奥州江御出勢より以後より、新儀ニ
町人百姓ニ成候者なりあつて之これ在らば、其町中地下人じげにんとして相改あいあらため、一切もしをくべからず。若かくし
置ニ付てハ、其一町一在所御成敗を加へらるべき事。
一 在々百姓等まかりいづ、田畠を打捨じげ、或はあきない、或は賃仕事ニ罷出じゅつしゆつる輩ともがら之これ有らば、そのも
のゝ事ハ申すに及ばず、地下中御成敗為るべし…

<訳>

- ① 武家の奉公人（侍・中間・小物・あらし子）で、奥州平定以降に、新たに町人や百姓となる者が出ているが、町や村はそのような者を居させないように。もし隠し置くような場合は罰する。
- ② 百姓が農耕をしないで商売や賃仕事に従事するようならば、その者を罰するのはもちろんだが、村も罰せられる。

大名の戦闘集団は、(1)騎乗の武士、(2)武士に隨い戦闘に関与する奉公人、(3)兵糧や武器などを運んだりする陣夫から成る。史料中の奉公人はこの(2)に当たり、(3)を賦課される百姓あるいは町人との間に線を引き固定化をはかったものである。第2条は、(3)を賦課される百姓と商工

との間に線を引き固定化しようとするものである。

この法令は、翌年に、豊臣秀吉の跡を継いで閥白となった秀次の名前で出された次の法令と対になっている。

- 一 当閥白様より六十六ヶ国へ人掃の儀仰せ出され候の事。
- 一 家数、人数、男女、老若共ニ一村切ニ書付けらるべき事。
- 付、奉公人ハ奉公人、町人ハ町人、百姓は百姓、一所ニ書出すべき事。

ここでは前年の法令で奉公人と百姓、町人のそれぞれの身分を固定した上で、その台帳を作成して提出せよとしている。

これらの法令は戸口調査を命じた法令という意味で人掃令といわれるが、これらの法令によって身分が固定化されるようになっていったと理解できることから、身分統制令ともいわれている。

●町人

町人という言葉には、都市部に居住する人々一般をさす広義の用い方と、町屋敷を所持し、町人足役を負担する人々という狭義の用い方がある。近世都市を論ずる場合には広義の町人を対象とするが、町人身分を論じる場合にはもっぱら後者の意味で用いる。

家持は町に居住する者の中でどの程度を占めているのか、全体を推し量れるわけではないが一例を見てみよう。

大坂菊屋町住民構成の変化

	家持	家守	家持家守の家族	借家	借家家族	下男下女
1639	10		48	13	40	8
1659	12		53	31	115	21
1661	10	2	48	23	87	15
1682	16	7	58	81	246	86
1713		23	68	170	513	129
1726	13	7	72	156	446	111
1736	14	6	69	150	457	130

(吉田伸之『近世都市社会の身分構造』東京大学出版会、1998. p.51)

この例の場合、家持の数はやや増加していくが、江戸中期以降に急速に借家・借家家族・下男下女が増加するので家持の全体に占める割合は急激に低下する。家守とは家持に代わってその家作を管理する者である。一般的には、家持は移転してその町内に居住しなくなることが多く、家守が代わって家作を管理するため、町政にも次第に発言権を持つようになる。

借家・借家家族・下男下女の増加は、都市零細民層の増加につながり、飢餓などが生じると生活が困窮し、社会不安を引き起こすことになる。江戸中期以降、幕府為政者にとって都市対策が不可欠なものとなってくる原因がそこにある。

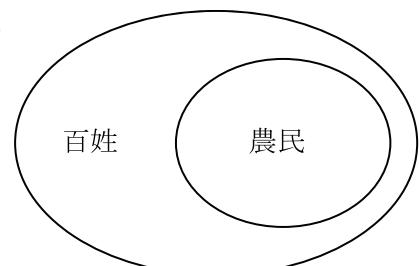
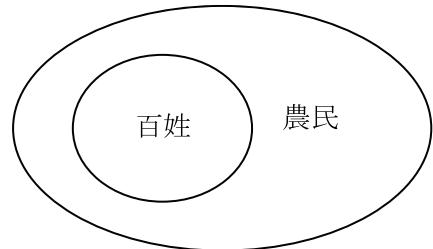
●百姓と農民

村にあって農業に従事する者を農民と呼ぶとすると、農民と百姓身分の者が同一ではないことは明らかである。検地帳に田畠や家屋敷に権利を持つ者として記載され、年貢・諸役を納める義務を負うものが本百姓すなわち百姓身分の者である。農民ではあるが百姓ではない者としては、本百姓から農地を借りて耕作する小作人である水呑があげられよう。また後進地域では中世以来の本百姓に隸属し、その労働力として農耕に従事する名子・被官・家抱・譜代と呼ばれる人々も存在した。

本百姓と水呑の比率はどの程度だろう。例えば、泉雅博が集計した 1735（享保 20）年の鳳至・珠洲両郡

（石川県）の統計では、惣家数 3180 軒のうち百姓 1473 軒、頭振（水呑）1707 軒で頭振（水呑）の比率は 53.7% となっている。（泉雅博「近世北陸における無高民の存在形態－頭振について－」『史学雑誌』101-1, 1992）名子の比率については、鈴木ゆり子が肥後国合志郡（熊本県）の 1604（慶長 9）年と 1608（慶長 13）年の検地帳から集計したものがあるが、その集計によれば、百姓数 1390 世帯、名子 1005 人、下男 354 人、下女 250 人で、1 世帯当たり名子が 0.72 人いることになる（鈴木ゆり子「百姓の家と家族」『岩波講座日本通史 第 12 卷 近世 2』岩波書店, 1994, p.89）。一定数水呑がいたことが確認できるだろう。

以上は設問にあるように、農民のすべてが百姓身分ではないという観点について述べたものである。しかし百姓については、また別の視角で考えることもできるのではないか。都市に住まうものを広義の町人と考えるように、農村に住まうものを広義の百姓と考えてもいいのだろうか、ということである。教科書にもしばしば引用された関山直太郎『近世日本の人口構造』（吉川弘文館, 1958）に 1849（嘉永 2）年の秋田藩の人口構成があるが、これを見ると、人口 372,154 人のうち百姓 284,384 人（76.4%）、諸士 36,453 人（9.8%）、町人 27,852 人（7.5%）、神人・寺院・修験 7,256 人（1.9%）、雜 15,720 人（4.2%）、えた・非人 489 人（0.1%）となっている。人口の 7 割以上が百姓であったことを示しているが、この百姓は広義の百姓すなわち農民と考えてよいのか。網野善彦はその著書の中で、これに疑問を抱いた、と述べている（『続・日本の歴史をよみなおす』筑摩書房, 1996 年）。調べてみると、身分的には水呑とされている人が実は日本海で大船を動かして交易したりしている。田畠を持たないから水呑と分類されているだけで、水呑が必ずしも貧しいというわけではない。このような例は日本各地に見られる。百姓はすべて農民でなく、百姓の中には廻船業者もいれば商人も職人もいるというのが網野の説である。



【解答のポイント】

問 1

- ①法令名は、人掃令でも身分統制令でも構わない
- ②武家の奉公人は百姓・町人になってはいけない
- ③百姓は町人になってはいけない

問 2

- ①町屋敷を持っている
- ②町人足役を負担する

問 3

ここでは身分制の関連で問われているので、まず百姓身分について

- ①検地帳に田畠・家屋敷とともに記された高持百姓である
- ②年貢・諸役を負担する

を記し、百姓身分ではない農民の例を2つあげ、本百姓との関係を記す。

- ①水呑
- ②名子・被官

解答例

問 1 身分統制令。兵力である侍・中間・小者・あらし子といった武家の奉公人が、百姓や町人となることを禁じた。併せて百姓が農業を離れ商工に従事することを禁じ、村や町が黙って見逃した場合は罰するとした。問 2 町内に町屋敷を所有する家持であり、城下町の上下水道や道路・橋の整備、防災・治安など都市機能の維持に関する負担などの町人足役を、夫役あるいは貨幣で納める者が町人とされ、町の運営に関わることができた。町には他に地借・店借や商家の奉公人など多くの人々が居住したが、彼らは公的な負担はない代わりに町の運営には関われなかった。問 3 検地帳に記されて田畠・屋敷地を持ち、年貢・諸役の納入を義務付けられる者が本百姓として村の運営に関わることができた。本百姓から農地を借りて小作する水呑や、本百姓との隸属関係にあって本百姓の下で農業労働に従う名子・被官は、村にあって農耕に従事していても、百姓身分として扱われなかった。

(399字)

添削課題

解説

【着眼点】

1587（天正15）年6月19日、豊臣秀吉は九州平定の帰途、博多で宣教師の国外退去を命じるバテレン追放令を発令した。問題文の史料は、その前日に出された命令である。一般に「キリスト教禁令」と呼ばれており（フロイスの『日本史』には「箇条書の宣告文」と記されている）、キリスト教大名高山右近や、イエズス会副管区長コエリュに示された詰問書と推定されているが、ここでは、一向一揆に対する警戒感が述べられていることに注意しておこう。

問題は、史料の精確な読みを要求している。Aは、「寺内を立て」「年貢を成さず」「加賀一国を門徒に成し候て」などの表現に注目して、一向一揆の特徴を簡潔にまとめたい。Bは、「大名、その家中の者共を伴天連門徒に押し付け成し」の部分を読み取り、大名に対する布教の方法=貿易との関連について考えてみる。Cは、秀吉がめざした天下統一の在り方にまで踏み込んで考えてみてほしい。

【知識の整理】

●一向宗の勢力拡大と一向一揆

1465（寛正6）年に延暦寺勢力に京都を追われた蓮如は、1471（文明3）年、越前吉崎に拠点を移し、北陸地方を中心に布教を開始した。^{おふみ}御文と呼ばれる手紙を用いて教えを平易に説き、農民への接近をはかった。最初に名主などの指導者層の支持を得、彼らを核に講を組織して、惣全体へと布教を広げていった。こうして成立した一向宗門徒による自治組織が寺内町である。一向宗はさらに国人・地侍などの在地領主へも支持を広げ、勢力を拡大した。

このように一向宗が急速に浸透した背景には、農村での所領をめぐる対立・紛争がある。国人・地侍らは在地領主権を主張して守護大名に抵抗し、惣は莊園領主の支配からの脱却をめざしていた。こうした彼らの欲求に応じるべく、蓮如を中心とする本願寺教団の布教は次第に政治的な色合いを強めていく。「仏敵論」（教団の発展に障害となる世俗権力は、武力で排除しても構わない）を根拠に各地に一向一揆を結成し、守護大名の領国支配に対抗した。そして、本願寺を領主と仰ぎ、志納金を貢納することで年貢の抑留・未進を果たして、国人らの要求に応えたのである。

その端緒となったのが、1481（文明13）年の^{となみ}砺波の一揆である。5000人余りの門徒を動員して合戦に勝利し、初めての本願寺領がここに誕生した。こうした動きは4年後の飛驒白川の一揆へと続き、そして1488（長享2）年の加賀の一揆では、守護大名富樫政親を排除して、100年近くにも及ぶ一国支配を達成したのである。こうして本願寺を頂点に、一向宗門徒による領国支配の構図が完成した。史料文中の「一向宗の坊主のもとへ知行せしめ」とは、このような意味においてである。まさに、坊主が支配する国となったのである。

各地の一揆は、1570年代に織田信長らの手によって次々と鎮圧された。1580（天正8）年、11年に及ぶ石山戦争の抵抗の末に講和を結び、一向宗門徒は石山本願寺から退去した。よって、キリスト教禁令の発令の時点では、一向一揆の脅威はすでになかったといえる。しかし、かつての記憶は秀吉の頭の片すみに残り、伴天連門徒とのアナロジーを想起させたのである。

●イエズス会の布教方針

1570年代の段階ではキリストianは人数も少なく、支配者の間には警戒感もほとんどなかった。むしろ織田信長は仏教勢力への対抗のため、積極的に利用しようとしていた。しかし、1580年代に入ると信者が10万人を超え、その団結力が天下統一への障害になると感じられ始めた。イエズス会宣教師（伴天連）はまず、布教と貿易とを結びつけることによって戦国大名を取り込もうとした。布教を許可した大名の領地にのみ貿易船の入港を認めたため、九州地方の戦国大名を中心にこぞって入信し、キリストian大名となった。そして、イエズス会士が通訳などの形でポルトガル人商人と日本人商人との間に介在し、貿易を支配したのである。こうした点に注目すると、秀吉がバテレン追放令で南蛮貿易に言及していることも理解できる。

《史料》 バテレン追放令 第5条

一 黒船^①の儀ハ商売の事に候間、各別に候の條、年月を経、諸事売買いたすべき事。

(『松浦文書』)

語註 ①ポルトガル・スペインの南蛮船。

秀吉は布教と貿易とを分離し、自ら直接南蛮貿易を支配することを意図していたのである。しかし、結局法令自体が空文化してしまったことは、布教と貿易の結びつきの強さを物語っているといえよう。

さて、こうして大名を信者とした後、その家臣や領民を改宗させるというのがイエズス会の布教方針であった。そこで重視されたのが、「靈父制度」と呼ばれる洗礼の方法である。

カトリックでは洗礼の際、神父の他に靈的後見者として「靈父」の立会いを必須の条件としていた。そして、「靈父」は名付け親として、受洗者=名付け子との間に深い情愛で結ばれるとされた。この制度をイエズス会は利用し、大名を「靈父」とすることで国内に信者を広げようとしたのである。また、大名も領主権や主従関係の強化をはかるためにこの「靈父制度」を利用し、高山右近のように、領国内での強制改宗を進める者も現れた。こうして、キリストian大名の領国は「キリストian党」とも呼ばれるような、宗教による一揆結合的な様相を呈したのであり、これは一向一揆とまったく同じ支配構図であることに注意してほしい。だから秀吉は、アナロジーで語ったのである。

●秀吉の天下統一事業

それでは、こうした一向一揆や伴天連門徒の在り方が、秀吉にとってどのような「天下の障り」となったのだろうか。秀吉の天下統一の目標から考えてみたい。

秀吉がめざしたのは、戦国大名による地方分権的な状況から脱して、自らの下にあらゆる権力を集中させ、集権的・一元的な全国支配を打ち立てることであった。そのために強力に推し進めたのが、太閤検地による全国規模の土地調査事業である。太閤検地では統一基準によって全国の田畠の面積・石高が調べられ、その結果、一地一作人の原則によって名主・莊官などの中間搾取層が否定され、莊園が完全に消滅するとともに、全国の石高を秀吉が一元的に把握することが可能となった。

そして、これに基づいて確立されたのが、大名知行制である。すなわち、秀吉が大名に知行地を給付し、それに見合った軍役を負担させる体制である。この仕組みは、秀吉1人が全国の支配者であり、大名は秀吉から土地を預かっているにすぎないという理念に支えられている。つまり秀吉は、戦国大名を含め、国人・地侍、あらゆる階層の人々の土地支配権を否定したのである、それは、太閤検地の実施によって現実のものとなったのである。秀吉のめざす集権的・一元的な全国支配はこうして達成された。

こうした秀吉の目標は、宗教政策とも大いに関連がある。次の史料を見てほしい。

《史料》 バテレン追放令 第2条

一 其國郡の者を近付け門徒になし、神社仏閣を打破るの由、前代未聞に候。國郡在所の
知行等給人に下され候儀は、當座の事に候。天下よりの御法度を相守り、諸事其意を
得べき処、下々として猥りの義_①曲事_②の事。

(『松浦文書』)

語註 ①大名が勝手に領地の一部を教会に寄進するなどの行為。具体的には大村氏が長崎を教会に寄進したことをさす。 ②けしからぬこと。

神社仏閣の破壊を禁ずる内容であるが、注目してほしいのは、「給人に下され候儀は、当座の事に候」という文言である。給人の知行は当座のことにすぎない、だから、国内の神社仏閣を勝手に破壊してはならないし、秀吉の「天下よりの御法度」に従わなければならないというのである。ここでは、給人の在地領主性が完全に否定され、秀吉への権力の集中が明確に示されている。

さてこのような一元的支配への志向に対して、一向一揆や伴天連門徒の在り方が大いに障害となることは、明らかであろう。彼らが持つ強固な団結力や自治力、さらには領主権の主張は、権力の一元化をはばむものであった。秀吉は九州平定に際してキリストンの力を目の当たりにし、自らの目標への障害を感じて、バテレン追放令の発令を決断したのである。

【解答のポイント】

A

- ①惣を核に、自治組織として寺内町を形成した。
- ②本願寺を領主と仰ぎ、年貢未進などを行って大名に抵抗し、一国支配をも打ち立てた。

B

- ①まず、布教と貿易を結びつけることで大名を取り込む。
- ②そこから大名の権威や影響力をを利用して、家臣や国中に布教活動を広げた。

C

- ①秀吉は、検地を通じて集権的・一元的な専制支配をめざしていた。
- ②その際、一向宗門徒やキリストンの団結力・自治力は大きな障害となった。

解答例

A 物を核に自治組織として寺内町を形成し、本願寺を領主と仰いで年貢未進を行って大名支配に抵抗し、一国支配をも打ち立てた。

(59字)

B 宣教師はまず布教と貿易とを結びつけることで大名を取り込み、そこから大名の支配下の家臣や国中へと布教活動を広げていった。

(60字)

C 秀吉は検地を通じ集権的かつ一元的な専制支配をめざしており、一向宗や伴天連門徒の団結力・自治力はその障害となると考えた。

(60字)